

認識の法助動詞、その意味するもの

— can, may, must, willを中心として —

林 高宣*

Takanori HAYASHI

Epistemic Modals and the Semantic Differences

【キーワード：法助動詞、発話行為、モダリティ】

0. はじめに

英語には、いくつかの法助動詞がある。これらは、伝統文法、あるいは学校文法では1つの範疇を形成する文法項目としてまとめて扱われている。もちろん、1つの文法項目を形成するからには、それらに共通する文法的特徴が存在するわけであるが、個々の法助動詞を比較してみると、それらの性質は一様とは言えない。例えば、未来の事態について述べる場合、John may be busy soon./*John must be busy soon. のように may を用いても適格であるが、must は不適格であるとされる。

本稿では、このような認識の法助動詞の性質について述べ、それぞれの法助動詞の持つ特徴が何に原因しているのかということをもとに澤田(1993)、Sawada(1995)に従って示したい。

1. 法助動詞(modal auxiliaries)

個々の法助動詞の具体的な特徴を見る前に、まず法助動詞の定義と分類にふれておきたい。

1.1. 定義

そもそも、法助動詞に冠せられている「法」とは、いかなる概念であろうか。一般的には、「法」(mood)は、動詞類の屈折変化を指して用いられる文法的術語である。例えば、ギリシャ語では、直接法(indicative)、仮定法(subjunctive)、命令法(imperative)、願望法(optative)の4つが動詞の語尾屈折に関係している。また、英語でも、OEでは直接法、仮定法、命令法が動詞の語尾屈折に関係していた。

ところが、法助動詞における「法」とは、動詞の語尾屈折には無関係な概念である。この概念は通常、モダリティ(modality)と呼ばれ、言語によって現われ方は様々であるものの、個別の言語に特有な現象ではなく、何らかの形ですべての言語に関わっている。例えば、Lyons

(1977)は、モダリティについて次のように述べている。

- (1) [The speaker's] opinion or attitude towards the proposition that the sentence expresses or the situation that the proposition describes. (1977: 452).

つまり、モダリティとは、命題に対する話し手の心的態度であると説明される。ここから、法助動詞とは、「話し手の心的態度をその意味に反映する助動詞である」と定義することができる。¹⁾

1.2. 分類

以上のように、法助動詞はモダリティを反映する助動詞であると定義されるが、これらの助動詞が表わすモダリティはいくつかに分類されている。Lyons(1977)によれば、モダリティには「認識(様態)性」(epistemic)と「拘束性」(deontic)がある。そして、認識性を反映する法助動詞が「認識の法助動詞」、拘束性を反映する法助動詞が「拘束の法助動詞」ということになる。認識のモダリティは、(2)に示されているように命題の真偽の程度に関係している。

- (2) a. He may be at home now.(epistemic possibility)
b. He must be at home now.(epistemic necessity)

一方、拘束性のモダリティ(すなわち根源的(root)モダリティ)とは、(3)に示されているように義務を押しつけたり、許可を与えることによって、「動作主」の行為に影響を与えるものである。

- (3) a. You may leave now.(permission)
b. You must leave now.(obligation)

このようなLyonsの立場に対し、Palmer(1990²⁾)は、モダリティを認識性と拘束性に分類するだけではcanやwillが表わすモダリティを説明できないとして、起動性(dynamic)を加えている。起動性とは、(4a)が示すように主語の能力(ability)や(4b)が示すように主語の意志(volition)を表わす。

- (4) a. My father can speak ten languages.(ability)

* 島根大学教育学部言語文化教育講座

b. He WILL do everything himself, although he has a secretary. (volition) (Declerck 1991: 361)
Palmer の立場に立てば、モダリティは認識性、拘束性、起動性という3種類に分類されることになる。

さらに、Palmer は、will が must や may と同様に話し手の判断を表わすために用いられると述べている。

(5) John will/must/may be in his office.

(Palmer 1990²: 36)

つまり、命題に対する話し手の判断の程度という点でも3段階の分類が可能となる。以上、「モダリティの種類」と「モダリティの程度」から法助動詞を分類すれば、表1の通りである。

	Epistemic	Deontic	Dymanic
Possibility	may/can	may/can	can
Necessity	must	shall	
?	will	shall	will

本稿では、表1における左端の縦列に示されている認識の法助動詞について見ていきたい。

2. 特徴

can, may, must, will が認識のモダリティを表わす場合、これらはまとめて「認識の法助動詞」と呼ばれる。しかし、冒頭に述べたように、それぞれの助動詞が持つ文法的特徴には違いがある。ここでは、その違いを見ていきたい。

まず、may と can の比較から始める。両者が話し手の認識を表わす場合、may は「かもしれない」、can は「ことがある」と解釈される。「かもしれない」と「ことがある」は、ともに事態発生の可能性について言及しているが、その意味から両者に大きな違いがあるとは思われない。ところが、文法的には大きな違いがある。その1つは、may が完了形を従えることができるのに対し、can が完了形を従えることができない点である。

(6) a. They may have missed their train last night.

(Sawada 1995: 221)

b. *They can have missed their train last night.

(Ibid.)

may は(6a)のように完了形を従えることができる。その他の認識の法助動詞 (might, must, will, would, could) も may と同様に完了形を従えることができるが、can だけは(6b)のように完了形を従えることができない。²⁾

さらに、can の過去形を用いて過去の事態に言及することは可能であるが、may では不可能である。

(7) a. *Tom might be at home last night.

(Sawada 1995: 223)

b. Iceland could be very warm in those days.

(Ibid.)

(7b)では「ことがあった」という解釈が可能であるのに対し、(7a)では「かもしれないかった」という解釈は不

可能である。

また、Swan (1995²), Declerck (1991)によれば、can は理論的・一般的可能性 (theoretical or general possibility) を表わし、may は現実の可能性 (actual possibility) を表わす。

(8) a. The road may be blocked by flood water ('that possibly explains why our guests haven't arrived' - dialogue between husband and wife expecting visitors).

b. The road can be blocked by police ('and if we do this, we might intercept the criminals' - said by one detective to another.)

(Leech 1987²: 81-82)

(8a)において、道が塞がっている可能性は現実の事態についての可能性と考えられる。なぜなら客がまだ来ないという具体的な事態が理由として述べられているからである。一方、(8b)のように can が用いられる場合には、文脈から分かるように理論的な理由に基づく可能性を表わしている。これは、(9)でも同様である。

(9) Will you answer the phone? It may/*can be your mother.

(Swan 1980: 130)

(9)の話し手は電話が鳴っている場面で「電話の主が君のお母さんかもしれない」と述べているのであるが、このような具体的な発話の場で話し手が理論的可能性を述べても何ら意味がない。そのため、can は不適格であり、現実の可能性を表わす may は適格となる。

ところが、否定文や疑問文では、can は一転して現実の可能性を表わすようになる (Swan 1995²: 326)。

(10) a. I heard a strange sound in Tom's room. He can't be working at this hour.

(Sawada 1995: 243)

b. I heard a strange sound in Tom's room. Can he be working at this hour? (Ibid.)

(10a)は「トムの部屋で妙な物音を聞いた」という特定の事態について述べており、「彼がこの時間に働いているはずがない」という can't を含む発話は現実の可能性を問題にしていると考えられる。(10b)でも同じ内容の特定の事態が述べられ、「彼が今頃働いていることがあるのか」というように現実の可能性について尋ねられている。

さらに、次の例が示すように can を用いた疑問文は可能であるが、may を用いた疑問文は不可能である。

(11) Can/*May this be what she really wants?

(Declerck 1991: 399)

can を用いて「ことがあるか」と尋ねることはできるが、may を用いて「かもしれないか」と尋ねることはできないのである。

否定文や疑問文における can の変化は、(12)の構文にも見られる。(12a)が示すように肯定文では It Can Be That-clause 構文は許されないが、

(12) a. *It can be that the bird escaped from the cage last night. (Sawada 1995: 226)

- b. It can't be that the bird escaped from the cage last night. (Ibid.)
 c. Can it be that the bird escaped from the cage last night? (Ibid.)

否定文や疑問文では (12b) (12c) のように許されるようになる。

次に、must について見てみよう。must 以外の法助動詞を含む文では、(13a) のように事態が未来のものであってよい (Palmer 1990², Leech 1987²)。

- (13) a. The plane may (might/should/ought to) land shortly. (Sawada 1995: 227)
 b. *The plane must/can't land shortly. (Ibid.)

しかし、(13b) が示すように、must を含む文では事態が未来のものであってはならない。そして、これは can't にも言えるのである。³⁾

このように、ひとくちに認識の法助動詞と言っても、おのおのの法助動詞には固有の文法的特徴が存在していることが分かる。

3. 発話の働き

ここでは、認識の法助動詞が持つ文法的特徴の違いが何に原因しているのかを明らかにするために必要となる理論的枠組みを見ていきたい。

3.1. 発話行為理論 (speech act theory)

発話行為理論によれば、発話は状態や事実を記述するだけでなく、ある種の行為を遂行している (Austin 1962, Searle 1969)。例えば、(14) のそれぞれの発話は、命題内容 (命題行為) として (15) を表わしている。

- (14) a. Sam smokes habitually. (assertion)
 b. Does Sam smoke habitually? (question)
 c. Sam, smoke habitually. (request or order)
 (15) Mr. Samuel Martin is a regular smoker of tobacco. (Austin 1962: 22-23)

しかし、発話内の力 (illocutionary force) によってもたらされる発話内行為 (illocutionary act) に違いがあるため、それぞれ「断定」「質問」「命令」といった行為を遂行することになる。この場合、発話内の力と命題内容の関係は、次のように表わされる。

- (16) F (p)

(16) において、F は発話内の力の指標 (illocutionary force indicator) であり、具体的には「断定」「質問」「命令」といった形で実現される。一方、p は命題内容 (propositional content) であり、(14) のそれぞれの発話から抽出された (15) である。このように、すべての発話は客観的な表現 p と主観的表現 F から構成されている。

日本語の研究においても同様の主張がなされている。渡辺 (1953) によれば、言語主体の主観的ないとなみとしての文、すなわち発話は、「思想や事柄の内容を描き上げようとする話し手のいとなみ」である「叙述」と「(終助詞によって代表される) 言語者目当ての主観的な

はたらきかけ」である「陳述」に大別される。簡単な例を示せば、次の通りである。

- (17) 今頃太郎は家に着いている だろう。
 叙述 陳述

発話行為理論にせよ、渡辺の理論にせよ、いずれも主観的表現と客観的表現とで発話が形成されていることになる。

ところが、澤田 (1993) は、芳賀 (1954) に従って主観的表現 F を F_{α} と F_{β} に下位区分し、 F_{α} がもう 1 つの主観的表現 F_{β} を包み込むと主張している。芳賀によれば、渡辺の言う「陳述」には言語者 (聞き手) 目当てのものだけでなく、「事柄の内容についての話者の態度 (断定・推量・疑い・感動・詠嘆など)」も含まれる。芳賀は前者を「伝達」、後者を「述定」と呼んでいる。

- (18) たぶん彼らは今頃夕食を食べている だろう ね。

叙述 (p) 述定 F_{β} 伝達 F_{α}
 客観的表現 主観的表現

(18) では客観的表現である叙述と主観的表現である述定、さらに伝達とで発話が形成されている。

以上のように、主観的表現を 2 つに分ければ、法助動詞によって表わされる認識は F_{β} の場所に位置づけられるというのが澤田の主張である。⁴⁾

3.2. 補文 (complement)

(18) に従えば、1 つの発話は 3 階層からなるモデルで表わすことができる。但し、認識の法助動詞の特徴を説明するためには、さらなる概念が必要となる。それは、補文と呼ばれるものである。簡単に言えば、補文とは、上位の節に埋め込まれた一種の埋め込み文 (embedded sentence) である (Rosenbaum 1967)。

- (19) a. complementizer that:
 I know that the meeting was canceled.
 b. for-to clause:
 I want very much for you to finish the job.
 c. Poss-ing:
 I regret thier having given up the plan.
 d. indirect question:
 I don't know whether she will come.

例えば、(19a) では that 節以下が、I know という上位の節に埋め込まれた補文を形成している。(19b) でも for you to finish the job が、I want very much という上位の節に埋め込まれた補文となっている。このように、補文としては (19) に示された 4 種類が仮定されている。

ここで注意すべき点は、(19) のそれぞれの例から分かるように、上位の節によって補文の動詞が定形をとったり、非定形をとったりすることである。(19a) (19d) では主節が I know, I don't know であるため、補文の動詞は主語の人称や時制に影響されて定形をとる。ところが、(19b) (19c) では補文を支配する節が I want, I regret であるため、補文は不定詞、動名詞をとる。ここから Sawada (1995: 233-234) は、(19a) (19d) のように時制をとる補文に定形条件が適用され、そうでない補文に非定

形条件が適用されると述べている。

(20) The Finiteness Condition:

The propositional content must be finite.

(21) The Non-Finite Condition:

The propositional content must be non-finite.

つまり、補文を支配する節の種類によって(20)が適用されたり、(21)が適用されることになるわけである。

4. 認識の法助動詞

この節では、以上に提示した理論的枠組みにそって、実際に認識の法助動詞について見ていくことにしたい。

4.1. can と may

(18)のような階層理論と定形条件・非定形条件に従えば、認識の法助動詞 can と may はどのような意味構造を持つことになるのであろうか。単純に、命題だけの構造を考えると、それは(22)のように事態(event)と時間(time)から構成される。

(22) $P \rightarrow T$ (E)

そして、これを主観的表現 F_β が包摂し、さらにそれを包摂する F_α が仮定される。その結果、(23a)は(23b)の階層構造を持つことになる。

(23) a. He may be tired.

b. [F_α AS [F_β MAY [P PRES [E he be tired]]]]

[E he be tired] という事態は、PRESENT という時間に包摂されることによって1つの命題を形成し、それを話し手の心的態度の反映である may が包み込む。そして、最終的に ASSERTION という F_α によって包み込まれて、(23a)の発話が形成されることになる。(23b)から分かるように may は時間を包摂するため、(20)にあげた定形条件に従っていると考えられる。つまり、may が包摂する命題には時制が与えられている。一方、can の場合は非定形条件に従っている。

(24) a. Sports can be harmful to the health.

b. [F_α AS [P PRES [F_β CAN [E sports be harmful to the health]]]]

(24b)が示すように、主観的表現 F_β としての can は時間に包摂されており、can の包摂する命題には時制が与えられていない。そのため、can が過去の事態について述べる場合、can を含む命題は時間に包摂されて(25b)のように could が用いられることになる。

(25) a. *Tom might be at home last night. (= (7a))

b. Iceland could be very warm in those days. (= (7b))

そして、非定形条件に従っている can は、(26b)のように完了形を従えることができない。

(26) a. They may have missed their train last night. (= (6a))

b. *They can have missed their train last night. (= (6b))

これに対し、定形条件に従っている may は(26a)のよう

に完了形をとることができ、(25a)のように時間に包摂されない。

また、(8)(9)で見たように may が現実の可能性を表わし、can は論理的可能性を表わすという観察も、can が非定形条件に従っていることに原因する。can は非定形条件に従うため、命題内容に時制が与えられず、(27a)は(27b)のようにパラフレーズされる。

(27) a. Sports can be harmful to the health.

b. It is possible for sports to be harmful to the health.

その結果、can が表わす可能性は特定の時間とむすびつきのない理論的なものとなるのである。一方、may は定形条件に従っているため、(28a)は(28b)のようにパラフレーズされる。

(28) a. Sports may be harmful to the health.

b. It is possible that sports are harmful to the health.

補文に時制が与えられる場合、補文は具体的な事態を述べることになり、may は現実の可能性を表わすようになる。

さらに、It Can Be That-clause 構文が不可能な理由も非定形条件によって説明される。

(29) *It can be that the bird escaped from the cage last night. (= (12a))

非定形条件に従う can は、その作用域に時間を包摂することができない。そのため、that 節の動詞が定形をとる(29)は許されない。

以上から Sawada は、認識の法助動詞を態度表明的(attitudinal)なものとして命題表出的(propositional)なものに分類している。

Meaning	Attitudinal	Propositional
possibility	may/can (Neg, Q)	can
logical necessity	must	have to
likelihood	should/ought to	be to
probability	will	be going to

may と can について言えば、両者は同じ程度の可能性について述べてはいるが、前者ではそれが定形条件に従うため主観的な表現であり、後者では非定形条件に従うため客観的表現に含まれることになる。

定形条件に従う法助動詞が主観的な表現であり、非定形条件に従う法助動詞が客観的な表現であるという特徴は、表 2 に示されたその他の助動詞、疑似助動詞(semi-modals)にも当てはまる。must と have to について見れば、must が理論的な推論に基づく主観的な判断を表わしているのに対し、have to は外部の事実的証拠に基づく推定を表わしている。

(30) a. You must be hungry after your walk.

(安藤 1983: 182)

b. The car had a Kent number plate MKE 800F.

The woman had to be a stranger.

(安藤 1983: 185)

(30a)では散歩の後だからという理由に基づく主観的な推論が述べられ、(30b)では「その車にはMKE 800Fというケント州のナンバー・プレートがついていた。その女はよそ者に違いなかった。」というように客観的証拠による判断が述べられている。つまり、主観的な表現とは、発話時における話し手のものであり、発話時から話し手からも離れることができない。さらに言えば、主観的な表現が表わす内容は、発話時以前には存在せず、話し手以外誰も知り得ないものである。これに対し、客観的な表現とは、話し手が見たり聞いたりしたこと、あるいは知っていることを単に述べたものであると言える。このような違いは(31)にも見られる。

(31) a. You should go and see Mary some time.

(安藤 1983: 212)

b. We are to be married in June. (安藤 1983: 105)

主観的な表現である(31a)では「君はメアリーに会いに行くべきだ。」という発話時における話し手の見解が述べられ、客観的な表現である(31b)では「私達は6月に結婚することになりました。」というように取り決め、手筈がただ伝えられているにすぎない。willとbe going toにも同様の違いがある。

(32) a. Tomorrow's weather will be cold and cloudy.

(安藤 1983: 192)

b. My son is going to be a doctor when he grows up. (安藤 1983: 100)

(32a)では発話時における話し手の予測が述べられ、(32b)では計画済みの意図が伝えられているにすぎない。

また、命題表出的である疑似助動詞は、canと同じく非定形条件に従うため、過去形が許される。

(33) a. There had to be some mistake in the paper.

(Sawada 1995: 239)

b. Last night there was going to be a storm.

(Ibid.)

c. The meeting was to take place at Oxford the next day. (Leech 1987²: 103)

4.2. must と will

次に、未来の事態に対する話し手の推論にmustを用いることができないとされる問題について考えてみたい(Palmer 1990², Rivière 1981)。一般的に、mayを用いて未来の事態に対する話し手の推論を表わすことは可能であるが、mustを用いることはできない。

(34) a. I can see the Eiffel Tower. We may reach Paris pretty soon.

b. I can see the Eiffel Tower. *We must reach Paris pretty soon. (Rivière 1981)

そのため、(34a)は適格であり、(34b)は不適格となる。ここからRivière(1981)は、mustの使用に関して次の条件を仮定した。

(35) Epistemic *must* is impossible whenever the

time of the inferred proposition is posterior to the time of speaking.

ところが、(36)では未来の事態が表わされているにも拘わらず、Sawadaはこれを適格であるとしている。

(36) The Chancellor must make his budget speech tomorrow afternoon. (Sawada 1995: 248)

Sawada(1995: 245)によれば、(36)は未来の出来事を「事実、あるいは変更のない予定(a fact or an unalterable plan)」として表わしている。そのため、mustを含む(36)が、未来時制で表わされている(37b)ではなく、現在時制で表わされている(37a)に解釈される場合には適格となると考えられる。

(37) a. The Chancellor makes his budget speech tomorrow afternoon.

b. The Chancellor will make his budget speech tomorrow afternoon. (Sawada 1995: 249)

結局、時間的に事態が未来に存在するか否かではなく、その事態が話し手の認識上、事実とみなされるか否かという点が、mustの使用に関係することになる。⁵⁾

以上からSawadaは、mustの働きとは、出来事や状態を確立した事実として述べることでありとみなし、mustに対して次の条件を仮定している。

(38) The Factual Condition (FC):

The propositional content must be factual.

これによって、mustを含む文は、一般的に未来の事態について述べないことが説明される。定形条件によってcanと区別されたmayとmustは、事実性条件によってさらに区別されることになる。

また、事実性条件はmustだけでなく、willにも適用される。Sawadaによれば、willは未来のwill (futurate will)と推論のwill (inferential will)に分類されるが、事実性条件に従うのは後者である。(39a)に含まれている未来のwillは(39b)のように低い可能性を表わす副詞と共に共起できる。

(39) a. He will be sick tomorrow.

b. He will possibly/perhaps be sick tomorrow.

しかし、(40a)に含まれる推論のwillは、(40b)に示されているようにそれらと共に共起することができない(Sawada 1995: 256)。

(40) a. He will be sick now.

b. He will *possibly/*perhaps be sick now.

そのため、推論のwillの命題内容は真である可能性が高い、すなわち推論のwillはmustと同様に事実性条件に従っていると考えられる。この仮定が正しいことは(41)のように両者の入れ替えが可能であることから明らかである。

(41) a. They will/must be eating dinner by now.

b. Tom will/must have heard the news last night. (Sawada 1995: 256)

さらに、推論のwillは事実性の条件に従うため、通常はmustと同じく未来を表わす副詞とは共起できない。

(42) a. *He will be tired soon/shortly.

- b. *They will be eating dinner before long/in a minute. (Sawada 1995: 258)

このように、推論の will は、must とともに事実性条件に従っている。⁶⁾

4.3. 認識の法助動詞における否定と疑問

最後に認識の法助動詞と否定、疑問の関係について考えてみたい。4.1. でふれたように、can は非定形条件に従っているため完了形を従えることができない。ところが、否定文、疑問文では、(43b) (43c) のように完了形を従えることができるようになる。

- (43) a. The Smiths are very late. *They can have missed their train. (Sawada 1995: 243)
 b. The Smiths are very late, but they can't have missed their train. (Ibid.)
 c. The Smiths are very late. Can they have missed their train? (Ibid.)

また、(44) が示すように否定文、疑問文では進行形も可能である。

- (44) a. I heard a strange sound in Tom's room. *He can be working at this hour. (Ibid.)
 b. I heard a strange sound in Tom's room. He can't be working at this hour. (Ibid.)
 c. I heard a strange sound in Tom's room. Can he be working at this hour? (Ibid.)

さらに、肯定文では不可能であった It Can Be That-clause 構文が否定文、疑問文では許されるようになる。

- (45) a. *It can be that the bird escaped from the cage last night. (= (12a))
 b. It can't be that the bird escaped from the cage last night. (= (12b))
 c. Can it be that the bird escaped from the cage last night? (= (12c))

ここから、肯定の文脈で非定形条件に従っていた can が、否定と疑問の文脈で定形条件に従うようになったと考えられる。

それでは、否定と疑問の文脈で can が定形条件に従うようになるということにはどのような意味があるのだろうか。Palmer (1990²: 39) によれば、「認識の蓋然性」(epistemic possibility) を表わす文では、(46) (47) のようにモダリティ、命題内容の両方について否定が可能である。

- (46) John can't be in his office.
 (47) John may not be in his office.

(46) ではモダリティが否定され、(47) では命題内容が否定されている。これは (46) (47) が次のようにパラフレーズされることから明らかである。

- (48) It is not possible that John is in his office. (= (46))
 (49) It is possible that John is not in his office. (= (47))

一方、「認識の必然性」(epistemic necessity) について

はモダリティの否定も命題内容の否定も不可能である。

以上の観察から、認識の法助動詞について肯定と否定の関係をもとめれば、表 3 のようになる。

	Positive	Neg. modality	Neg. proposition
Ep. Poss.	may	can't	may not
Ep. Nec.	must	—	—

この表から分かることは次の通りである。まず、事態に対して下す判断の強さという点からすれば、話し手の下す判断には程度差があるのが当然であり、複数のモダリティが必要となる。これが肯定の must と may によって表わされる。ところが、モダリティを否定する、あるいは正確には否認のモダリティと言えるかもしれないが、これには程度の差が生じない。論理的には、強いモダリティの否定と弱いモダリティの否定があつてよいように思われる。しかし、話し手の判断から 2 次的に伝えられる可能性という点から考えれば、可能性のない場合に程度の差は生じない。その結果、must や may を用いた否定文は存在せず、定形条件に従う can't だけが否認のモダリティを担うことになる。つまり、can't は否定辞を含んだ形で must や may と同様に 1 つのモダリティを形成しているのである。

さらに、疑問の場合も may や must を用いたものは存在しない。

- (50) *May this be what she really wants? (= (11))

- (51) There's somebody at the door. *Who must it be? (Swan 1995²: 350)

その理由は、文の内容に対する話し手の心的態度、すなわちモダリティが 1 つしかないからである。疑問文では話し手は相手に判断をおおぐという 1 つの態度しか表明できない。例えば、(51) において、話し手が must によって強い断定を下し、さらにそれを尋ねるという 2 つの態度をとることはできない。結果的に、可能性について相手の判断をおおぐためのモダリティは、can? によって表わされることになる。can? も may, must, can't 同様、1 つのモダリティを形成することになる。このように、否定と疑問の文脈において can が定形条件に従うようになることには、過不足なく人間の心的態度の表明を可能にするという重要な意味があるのである。

以上、認識の法助動詞における肯定、否定、疑問の関係をもとめれば表 4 のようになる。

actual ←	----- → potential	
must	may	can
can't	may not	
can?		

非定形条件に従う can は客観的な表現であり、一般的、脱時間的な命題を伝えることになる。さらに、can は事態の成立、不成立に対して片寄りを持たないため、不成

立を表わす否定に言及する必要がない。これに対し、may は主観的な表現であり、話し手は事態の成立と不成立の両方に対して判断を下すことができるため、may と may not が存在する。さらに、must は事実性条件に従い、現実の事態について述べる場合に用いられる。can't, can? も、話し手ぬきには有り得ないため、must 同様、高い現実性を表わすと考えられる。⁷⁾

5. おわりに

本稿では、これまで認識の法助動詞としてまとめて扱われてきた can, may, must, will には異なる特徴があることを示し、can と may は定形条件に従うか否か、すなわち、それらの表わす意味が客観的か主観的かによって区別されること、さらに may と must, will は事実性条件に従うか否かによって区別されることにふれた。そして、can, may, must, can't, can? は、「認識」という概念の範囲内でそれぞれ重なり合うことなく相補的に機能していることを述べた。

注

1) もちろん、モダリティを担うのは法助動詞だけではない。(i)のように法副詞によってもモダリティは反映される。

(i) Possibly he is serious.

2) 澤田(1993: 183-184)は、might は may の婉曲語法ではなく、可能性を表わす1つの独立形式であることにふれ(Coates 1983: 158)、might, would, could が現在の可能性を表わすことを指摘している。

3) 根源的用法の can の場合も現在にしか言及できない。

(i) We *can/may go camping this summer.

(Swan 1995²: 107)

Swan によれば、未来の可能性(future possibility)を表わす場合には can を用いることができず、この可能性は may や might によって表わされる。

4) 澤田(1993: 70, 1995: 228)は主観的表現 F を2つに分けているが、この考え方は Lyons(1977: 797)にも見られる。彼は、発話の論理構造が3階層からなると考えている。

(i) I say so (it is so [that p])
neurotic tropic phrastic

語句的(phrastic)な部分(すなわち命題部)は、それに対する真偽を表わす向性的(tropic)な法部に包摂され、さらにそれが信念を表わす言質的(neurotic)な部分(いわゆる遂行部)に包摂される。

さらに、Lyons は認識の法助動詞を客観的なものと主観的なものに区別している。

(ii) a. Lightening can be very dangerous.
b. I say so (POSS [lightening-be-very-dangerous])

(iii) a. John may be innocent.

b. POSS (it is so [John-be-innocent])

客観的であるとされる can は法部に可能性が示され、主観的である may は遂行部に可能性が提示される。

5) そのため、(i)に見られるように must を含む発話は命題内容が事実とみなされ得るタイプのものでなければならない。

(i) a. The Giants must play the Tigers tomorrow.
(Sawada 1995: 251)

b.*The Giants must do well tomorrow. (Ibid.)

6) 以上のように、Sawada (1995) は事実性条件を仮定し、must や推論の will が未来の事態について述べる場合には用いられないことを説明しているが、これは Langacker による主体化(i)とグラウンド(ii)という概念からも説明される。

(i) Subjectification: A semantic shift or expansion in which an entity originally construed objectively comes to receive a more subjective construal.

(Langacker 1991: 215)

(ii) Ground (G): The speech event, its participants, and its immediate circumstances such as the time, and place of speaking.

(Langacker 1990: 8)

グラウンドとは、(ii)に述べられているように発話事態全体を含み、簡単には 'here and now' によって表わされる。一方、主体化とは、客体として表わされていたものが時間の経過とともに主体的に解釈されるようになるという考え方である。

例えば、can は、歴史的には know how to を表わす本動詞であった。

(iii) People know how to talk in more or less the sense that spiders know how to spin webs.

この場合、適切な条件のもとで主語が補文の事態を表わす傾向があることが述べられており、話し手は事態を客観的に見ている。ところが、現在では、can は主体化により特定の事態を表わすようになった。

(iv) My father can speak four languages.

(iv)において、can によって表わされる事態は話し手の判断であり、発話の場との結びつきを強めていると言える。このように、主体化によって述べられる事態とグラウンドが関係を持つことを「グラウンディング」と呼ぶ。

以上をふまえて、田村(1998)は、法助動詞の主体化の程度差・段階性を示すものとして次の例をあげている。

(v) The turn of the 21st century [*can/may/??must]
be a very exciting day. (田村 1998: 199)

(v)において、can が容認されない理由は、can がタイプの文に適しており、特定の時間と結びつくことによる予測としては用いられないからである。これは、can を命題表出的であるとする Sawada の分析と一致する。一方、must はグラウンディングの程度が高く(すなわち発話の場との結びつきが強く)、それが表わす命題には事実性が要求され、(v)では不適格となる。これに対し、may はグラウンディングの程度が must より低いため、

容認可能となる。

7) Sawada (1995: 259) は否定文について事実性条件に従っていると述べているが、疑問文についてはこの条件にふれていない。

参考文献

- 安藤貞雄. 1983. 『英語教師の文法研究』. 東京: 大修館書店.
- Austin, J.L. 1962. *How to Do Things with Words*. Oxford: Clarendon Press.
- Coates, J. 1983. *The Semantics of the Modal Auxiliaries*. London: Longman.
- Declerck, R. 1991. *A Comprehensive Descriptive Grammar of English*. Tokyo: Kaitakusha.
- 芳賀綏. 1954. 「“陳述” とは何もの?」. 『国語国文』 23-4, 47-61.
- Langacker, R.W. 1990. Subjectification. *Cognitive Linguistics* 1, 5-38.
- Langacker, R.W. 1991. *Foundations of Cognitive Grammar 2: Descriptive Application*. Stanford: Stanford University Press.
- Leech, G.N. 1987². *Meaning and the English Verb*. London: Longman.
- Lyons, J. 1977. *Semantics 2*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Palmer, F.R. 1990². *Modality and the English Modals*. London: Longman.
- Rivière, C. 1981. Is *should* weaker *must*?. *Journal of Linguistics* 17, 179-192.
- Rosenbaum, P.S. 1967. *The Grammar of English Predicate Complement Constructions*. Mass.: MIT Press.
- 澤田治美. 1993. 『視点と主観性』. 東京: ひつじ書房.
- Sawada, S. 1995. *Studies in English and Japanese Auxiliaries: A Multi-stratal Approach*. Tokyo: Hituzi Shobo.
- Searle, J.R. 1969. *Speech Act Theory*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Swan, M. 1980. *Practical English Usage*. Oxford: Oxford University Press
- Swan, M. 1995². *Practical English Usage*. Oxford: Oxford University Press.
- 田村幸誠. 1998. 主体化から見た法助動詞の段階的意味拡張について. *JELS* 15, 191-200.
- 渡辺実. 1953. 叙述と陳述--述語文節の構造-- . 『国語学』 13-14, 20-34.